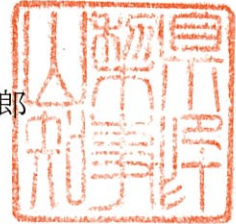


国土交通省中部地方整備局  
富士砂防事務所長 藤平 大 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



意見提出不要通知書

令和4年1月27日付けで送付された次の事業に係る事業者見解書については、意見を述べる必要がないと認めるので、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第12条第5項の規定により通知します。

なお、当該事業に関して他の法令に基づく手續を行う場合には、事業者見解書に記載された景観の保全のための措置について配慮するとともに、当該他の法令ごとに、別途、景観の保全に関する指導が行われる場合があることに留意してください。

対象事業の名称	浅間沢遊砂地工（富士山火山噴火緊急減災対策事業）
対象事業の種類	ダム（河川法第三条第二項のダムを除く）
対象事業の規模	8.8ha
対象事業の実施に係る区域の位置	富士吉田市字上吉田地先

山梨県観光文化部  
世界遺産富士山課  
富士山保全企画担当  
TEL 055(223)1330